

SDGs 連携促進・担い手育成事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、SDGs 連携促進・担い手育成事業として、SDGs 達成に向けて情報発信や理解醸成を図る業務を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

SDGs 連携促進・担い手育成事業業務

(2) 業務内容

別紙業務委託仕様書のとおり

(3) 委託期間

令和9年3月31日（火）まで

(4) 委託上限額

2,270,000 円以内（消費税及び地方消費税額を含む）とします。

※ 上記上限額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定します。

3 プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる全ての項目を満たしている単独企業又は複数の企業で構成する共同企業体とします。

(1) 単独企業

- ① 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること
 - ② プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと
 - ③ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
 - ④ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること
 - ⑤ 国税及び地方税を滞納していないこと
 - ⑥ 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと
 - ⑦ 次のいずれにも該当しないこと
- ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。
以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められること
- イ 暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められること

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していること

(2) 共同企業体

- ① 各構成員が(1)①～⑦に掲げる全ての項目を満たしている者であること
- ② 共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること
- ③ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること
- ④ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと
- ⑤ 次の事項を定めた共同企業体に係る協定書(以下「協定書」という。)を締結していること又は当該業務委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること

ア 目的

イ 共同企業体の名称

ウ 構成員の名称及び所在地

エ 代表者の名称

オ 代表者の権限

カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率

キ 構成員の責任

ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

コ 解散後の瑕疵担保責任

サ 取引金融機関

シ その他必要な事項

(3) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 上記参加資格が備わっていないとき
- ② 複数の提案書等を提出したとき
- ③ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ⑤ 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ⑥ この他不正な行為があったとき

4 プロポーザル参加申込手続

本プロポーザルへの参加を希望される方は、下記により必要書類を提出してください。

- (1) 提出書類 業務委託に係る公募型プロポーザル参加申込書(様式第1号)
- (2) 提出期限 令和8年8月4日(火)17時(必着)

- (3) 提出場所 富山県知事政策局企画室成長戦略課（連絡先は、「11」を参照）
- (4) 提出方法 電子メール（必ず電話で到達の確認をお願いします。）
- (5) その他 事情により参加を辞退する場合は、令和8年8月7日（金）17時までに
辞退届（様式任意）を電子メールにて提出してください。（必ず電話での到達の確認をお願いします。）

5 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問については質問票（様式第3号）により電子メールで提出してください。電話及び口頭による質問は受け付けません。

- (1) 提出方法 電子メール
- (2) 提出場所 富山県知事政策局企画室成長戦略課（連絡先は、「11」を参照）
- (3) 質問受付期限 令和8年7月30日（木）17時まで
- (4) 質問回答 令和8年8月3日（月）17時までに、電子メールで質問票提出者あてに回答します。また、質問に対する回答は、提案者の独自企画に関わることを除き、富山県ホームページ内の本実施要領を掲載しているページにて公開します。
- (5) その他 以下の質問については、受け付けません。
 - ・評価基準の配点に関する質問
 - ・他の応募者に関する質問
 - ・審査員に関する質問
 - ・その他、プロポーザルに参加するものとして適切でない質問

6 企画提案書の提出手続等

企画提案書は下記により提出してください。

(1) 提出書類

①企画提案書（様式任意）

別紙仕様書を参照のうえ、提案してください。以下が、簡潔に分かるものとしてください。

- ・企画提案コンセプト
- ・別紙「仕様書」を踏まえた企画の内容
- ・取材するモデル企業（案）…1～2社程度
※選定理由も併せて記載すること
- ・活用するメディアやその方法等
※その狙いや期待される効果と併せて記載すること
- ・業務の実施スケジュール
- ・実施体制

②会社概要又は会社概要パンフレット（様式第2号など）

他の企業と共同で事業を実施する場合は、当該企業の会社概要もご提出ください。

③経費見積書（委託業務に係る概算経費見積）（様式任意）

プロポーザル参加者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事

業者であるかを問わず、経費見積書により算定した額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を記載してください。(円未満切捨て)

④委託事業に係る過去の実績(様式任意)

当事業に類似する実績があれば、概要が分かる資料を添付ください。

- (2) 提出方法 電子メール(必ず電話での到達の確認をお願いします)
- (3) 提出期限 令和8年8月7日(金)17時(必着)
- (4) 提出場所 富山県知事政策局企画室成長戦略課(連絡先は、「11」を参照)
- (5) 経費負担 企画提案書の作成等の応募に要する一切の経費は事業者負担とします。
- (6) その他
 - ・提案は、参加業者1者につき1案とします。
 - ・委託料には、受託者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとします。
 - ・受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
 - ・事業の趣旨・目的に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。
 - ・業務の実施にあたり、第三者(県及び受託者以外のもの)が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。
 - ・委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとします。

7 企画提案書の取り扱いについて

提出いただいた提案書は、下記により取り扱います。

- (1) 提案書等の著作権は提案者に帰属し、県は次の(2)のただし書き及び(3)の場合、提案書等を無償で使用する権利を持つものとします。
- (2) 提案書等は、本業務委託業者の選定以外に提案者に無断で使用しないものとします。ただし、委託業者として選定された提案者の提案書等については、委託業者選定後、一定期間、ホームページ等での公表に使用することがあります。
- (3) 提案書等は、委託業者の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) 提案書の内容について提案者にヒアリングを実施する場合があります。なお、ヒアリングに要する費用については、提案者の負担とします。
- (5) 委託業務の事項及び業務の進め方等についての詳細については、適宜、県との協議を重ねながら決定していきますので、場合によっては、事業開始の前後を問わず、企画内容の変更、差し替え等を依頼する場合があります。
- (6) 提出された提案書等は返却しません。
- (7) 提出した企画提案書を県に無断で他の事業等へ転用することはできません。

8 審査方法等について

(1) 審査

- ①提出された企画提案書等により、書面審査により契約候補者を決定します。
- ②審査は、審査員が別紙審査基準に基づき、評価、採点を行い、総評価点が最高点の者を委託候補者とします。
- ③各審査員評価点の合計が、満点の 60 パーセントを満たす企画提案者がいなかった場合等、委託候補者を選定しないことがあります。

(2) 結果通知

審査結果は、企画提案書の提出があった事業者に対して書面で通知するとともに、富山県ホームページにおいて公表します。審査結果に対する異議申立は、受け付けません。

(3) 事業者との契約

選定された者は、速やかに富山県知事政策局企画室成長戦略課と準備に向けた打合せを行ってください。

9 契約手続き等

県と契約候補者は委託業務に係る仕様書を協議し、確定させた上で委託契約を締結します。

仕様書の内容は、契約候補者がプロポーザル提案した内容が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。

なお、協議が整わない場合は、審査結果において総合評価が次点（評価点の合計が、満点の 60 パーセントを満たしている場合に限る。）の候補者と協議することとなります。

10 その他

- (1) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、受託者があらかじめ県と協議し、県が承認した場合に限り第三者へ委託、又は請け負わせることができます。
- (2) 募集及び契約は、富山県の都合により中止することがあります。
- (3) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、富山県の指示に従ってください。
- (4) 委託期間中において委託業務の中間報告を求めたときは、速やかに報告してください。

11 今後のスケジュール

(1) 質問票提出期限	令和 8 年 7 月 30 日（木）17 時
(2) 質問回答	令和 8 年 8 月 3 日（月）17 時
(3) プロポーザル参加申込書提出期限	令和 8 年 8 月 4 日（火）17 時
(4) 企画提案書提出期限	令和 8 年 8 月 7 日（金）17 時
(5) プロポーザル審査	令和 8 年 8 月 10 日（月）～14 日（金）
(6) 審査結果の通知、契約候補者の決定	令和 8 年 8 月 17 日（月）以降

12 提出・問い合わせ先

〒930-8501 富山市新総曲輪 1－7

富山県知事政策局企画室成長戦略課（担 当：嶋、西野）

受付時間は、8 時 30 分から 12 時、13 時から 17 時 15 分まで（土日・祝日を除く。）

T E L : 076-444-8916（直通）

F A X : 076-444-4406

E-mail : akikaku@pref.toyama.lg.jp